

## 自動車運転代行業各種手続きについて

自動車運転代行業を営もうとする場合には、主たる営業所を管轄する公安委員会の認定を受けなければなりません。  
また、認定後も、認定を受けた事項に変更があったときは、政令で定める事項を記載した届出書を提出しなければなりません。

申請区分		必要書類	申請窓口	手数料	標準処理日数	備考
認定	個人営業	認定申請書（別記様式第一号）	営業所の所在地を管轄する警察署	12,000円	45日 (行政庁の休日を除く)	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。) 第3条（欠格要件）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>2 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により、若しくは道路運送法(無許可旅客運送事業の禁止)の規定に違反し、若しくは道路交通法第75条第1項、若しくは第2項の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</li> <li>3 最近2年間に法の規定により、営業の停止、営業の廃止命令に違反する行為をした者</li> <li>4 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</li> <li>5 心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの</li> <li>6 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が自動車運転業者の相続人であって、その法定代理人が前各号及び第9号のいずれにも該当しない場合を除くものとする</li> <li>7 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が、国土交通省令で定める基準に適合すると認められないことについて相当な理由がある者</li> <li>8 安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者</li> <li>9 法人でその役員のうち上記1から5までのいずれかに該当する者があるもの</li> </ol>
		住民票の写し（本籍国籍が記載されており、個人番号の記載が省略されているもの）				
		誓約書（法第3条第5号に該当しない者であることを誓約するもの）				
		精神機能の障害に関する医師の診断書				
		損害賠償措置を証する書類（随伴車両の登録番号等記載書類等）				
		安全運転管理者等の要件を備えていることを証する書類				
	法人営業	認定申請書（別記様式第一号）				
		法人登記事項証明書				
		定款又はこれに代わる書類				
		役員名簿（役員全員の氏名及び住所が記載されたもの）				
		住民票の写し（役員全員分）				
		誓約書（役員全員分）				
		精神機能の障害に関する医師の診断書				
		損害賠償措置を証する書類（随伴車両の登録番号等記載書類等）				
安全運転管理者等の要件を備えていることを証する書類						
変更	変更届出書（別記様式第三号）	-	14日	(変更内容) 随伴用自動車の入替・増車・減車、損害賠償措置の更新、営業所の所在地・名称の変更 法人役員の変更、安全運転管理者等の解任・選任など		
	変更内容を証する書類（保険証書の写し等）					
廃業	廃業等届出書（別記様式第四号）	-	-	自動車運転代行業を廃止したとき等		

